

茨城県原子力安全対策委員会(令和2年2月7日)のコメント対応表

原子力安全対策委員会において指摘された課題	2/7 資料1 該当ページ	委員等からの主なご意見 ※委員会終了後にいただいたご意見を含む	発言者	対応
① 第三者（外部有識者）からの助言や提言を受け入れる体制が整っていない。	26 27	情報セキュリティに限らず、セキュリティ、インテリジェンス、テロ対策等の専門家から意見を聴くなど、原子力安全とは違った視点からもアクセスする必要があるのではないか。  簡単な取組として、想像力を働かせ、どんな攻撃があるかということを考えてみるような思考実験をやってみては。	古田委員長	委員長からのご助言を踏まえ、26 ページに「核物質防護に携わる従業員は、定期的に行う様々な脅威を想定した机上訓練や不審者等を想定した実地訓練に加え、情報セキュリティや施設警備等に係る外部講習会に参加し、危機感知能力の維持・向上に努めています。」「今後も関係機関と連携しつつ、再処理施設の核物質防護を厳格に実施していきます。」を追記しました。  また、42 ページに「核燃料サイクル工学研究所における保安活動をより広範な視点で推進する取組として、幅広い分野の外部有識者や専門家等の第三者から助言、指導等を受けていきます。」を追記しました。
	37	請負会社の再発防止対策について機構のみで妥当と判断したとのことだが、第三者による検証が必要ではないか。	岩城委員	委員からのご指摘を踏まえ、39 ページに「【参考】原子力機構による当該企業への臨時監査」のスライドを追加しました。  当該請負企業との契約及び再処理廃止措置技術開発センターの品質保証システムに定められた規則（品質監査規則）においては、原子力機構以外の第三者による請負企業の監査を行う仕組みはありませんが、外部研修を受講し力量と経験を有する監査チームリーダーと監査員（3名）で監査チームを組織し、監査計画書及び監査チェックリストに従い、12月19日に臨時監査を行いました。  監査チームは、当該企業の再発防止対策の実施内容やその実施状況について、教育報告書等の記録や聞き取り等により確実に実施されていることを確認し、再発防止対策等が妥当であると判断しました。  今後は、品質監査規則に基づき、当該企業の再発防止対策の実施状況等について、監査等において継続的にフォローアップを行う計画としています。  また、42 ページに「核燃料サイクル工学研究所における保安活動をより広範な視点で推進する取組として、幅広い分野の外部有識者や専門家等の第三者から助言、指導等を受けていきます。」を追記しました。
	41	これまでの事故・トラブルを受けた再発防止対策により、多くの時間、手間、お金がかかり、現場の手がおろそかになることも考えられる。運用していく中で、やり過ぎの点やおかしい点については勇気を持って見直して行ってほしい。	中島委員	委員からのご助言を踏まえ、46 ページに、事故・トラブル再発防止のためのマネジメントに関する検討委員会による検証結果のスライドを追加し、検討委員会でも同様の提言を受けており、茨城県原子力安全対策委員会で頂いたご意見も念頭に、対策の有効性を評価の上、対策の見直し、重点化等の改善を行っていく旨を追記しました。

原子力安全対策委員会において指摘された課題	2/7 資料1 該当ページ	委員等からの主なご意見 ※委員会終了後にいただいたご意見を含む	発言者	対応
② 個人の信頼性確認だけでは、内部犯行を発見することはできない。	27	個人の信頼性確認について、自己申告を受けてチェックしているとのことだが、自己申告では不十分ではないか。	古田委員長	<p>個人の信頼性確認は、核物質防護に係る内部脅威対策の一つであり、物品の盗難に対する万全な対策ではないことを認識した上で、常日頃の従業員同士の良好なコミュニケーション等により、再発防止に努めていきます。</p> <p>27 ページの再処理施設における個人の信頼性確認は、国の告示に基づく自己申告書（テロリズム・暴力団との関係、精神疾患の有無、犯罪及び懲戒の経歴等）の提出、個人面接（アルコール・薬物検査等）の結果等を総合的に判断する制度です。</p> <p>ただし、委員長からのご指摘を踏まえ、27 ページに「再処理施設においては、個人の信頼性確認を受けた後にも定期的に調査や更新を行っており、また、面接時の質問内容を詳細化する等の改善を図りました。」「原子力機構として、法令に基づく個人の信頼性確認制度の運用を厳格に行うとともに、さらなる改善を図る対策を今後も検討し、より実効性のある防護措置を講じていきます。」を追記しました。</p>
③ 請負企業との馴れ合いが生じ、共依存の関係に陥っている。	29	50日間気づかなかったのは機構、請負会社間で、「やっているだろう」、「やっているはずだ」といった先入観や責任のもたれ合いがあるのでは。	岩城委員	<p>29 ページの当該トランシーバーの月例点検は、再処理施設保安規定に基づき、課内規則（停電時の対応要領 その2（交流電源供給機能等喪失時の対応要領））に点検手順を定めて、原子力機構の職員（日勤者）が実施していました。</p> <p>ただし、従業員（原子力機構職員及び年間請負作業員）の保安管理物品に対する認識が不十分だったため、50日間気づくことができませんでした。</p> <p>このため、再発防止対策として、36 ページの再処理廃止措置技術開発センターの全従業員に対して、常日頃の業務においても、保安管理物品を意識するように、保安管理物品の重要性に係る教育を実施するとともに、38 ページの当該企業における再発防止対策（コンプライアンス教育の強化等）の臨時監査、及び40 ページの原子力機構に常駐している請負企業に対して改めて教育の徹底（業務に対し自覚と責任をもって当たること等を含む。）を依頼しました。</p> <p>委員からのご指摘を踏まえ、上記の再発防止対策の取組に加え、以下の資料修正を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 29 ページに「原子力機構の職員（日勤者）が」、「従業員（原子力機構職員及び年間請負作業員）の」を追記しました。</li> <li>・ 42 ページに「本事案を踏まえたコンプライアンス教育（社会的制裁を含む。）を行う。」を追記しました。</li> <li>・ 34、35 ページに「再処理廃止措置技術開発センターにおいて管理区域からの見直し前後の物品搬出ルール」において、原子力機構の担当課長、警備員及び従業員（原子力機構職員及び年間請負作業員）のそれぞれの役割分担を追記し、明確にしました。</li> </ul>

原子力安全対策委員会において指摘された課題	2/7 資料1 該当ページ	委員等からの主なご意見 ※委員会終了後にいただいたご意見を含む	発言者	対応
④ 従業員による意図的な物品の盗取（内部犯行）に対する防犯対策が不十分である。	34	管理区域からの物品搬出について、事前許可制にするとのことだが、保安管理物品は多種多様であり、許可されていない物品の持ち出しの発見には不十分であると考えられることから、保安管理物品のうち、即応性を要しない物品については鍵付のキャビネットに保管するなどの検討が必要ではないか。	出町委員	委員からのご助言を踏まえ、再処理廃止措置技術開発センターにおける再発防止に向けた取組を検討した上で、42、43 ページに「1.7 再発防止に向けた取組」のスライドを追加しました。
	35	一般の方から見れば、こんなに簡単に盗まれるのかということ。以下の点を参考に、関係者間で「腑に落ちる」（双方納得する）対応を検討してほしい。 ・犯行を困難にする（やりにくくする） ・捕まるリスクを高める（やると見つかる） ・犯行の見返りを減らす（割に合わない） ・犯行の誘因を減らす（その気にさせない） ・犯罪の弁明をさせない（言い訳させない）	岩城委員	
⑤ 原子力機構における責任の所在がどこにあるのか分かりづらい。	34	再発防止対策として実施するとしている管理区域からの物品搬出時における第三者によるチェックについて、警備員と機構職員の役割分担が不明確ではないか。	岩城委員 出町委員 中島委員 鈴木アドバイザー	再処理廃止措置技術開発センターにおける見直し前後のルールについて、「警備員が常駐（呼出対応を含む）している施設」と「警備員が常駐（呼出対応を含む）していない施設」のそれぞれのスライドを追加しました（34、35 ページ）。 また、事務局からのご指摘を踏まえ、18 ページに公判を通じて得られた情報として、当該トランシーバーが管理区域から持ち出された日付「令和元年8月26日」を追記しました。 また、原子力安全対策委員会における質疑応答については、責任ある立場の者が万全の準備を整え臨むよう、関係者に改めて周知しました。
	全体	原子力安全対策委員会における質疑応答において、説明者により回答が異なっており、委員に誤解や混乱を与える説明であった。	事務局	
	36	委員会において、物品管理の担当部署は各担当課であり、責任者は担当課長との説明があったが、物品管理に係る総合責任者が必要ではないか。	岩城委員	原子力機構の規程において、物品の所在管理の総括については、財務部の所掌で、その責任者は財務部長となっており、原子力機構の意思決定は理事長が行うことを定めています。 委員からのご指摘を踏まえ、30 ページに物品の所在管理及び亡失における物品供用担当課長、物品管理主管課長、財務部長、理事長の役割に関する表を追加しました。  また、再処理施設保安規定において、再処理施設の保安に係る業務については、再処理廃止措置技術開発センター長及び核燃料サイクル工学研究所長が統括、研究所担当理事が理事長の補佐とともに統理し、理事長が総理することを定めています。 委員からのご指摘を踏まえ、29 ページに「※保安規定、原子力事業者防災業務計画に基づき維持管理が求められる保安管理物品は、各担当課長により点検及び検査が行われ、その結果が定期的に各部長、再処理廃止措置技術開発センター長、核燃料サイクル工学研究所長に報告される。 また、「各担当課長は、物品供用担当課長（次ページ参照）でもある。」を追記しました。